

島根県における情報共有システム試行実施要領

令和元年 5 月 20 日
島根県土木部技術管理課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、島根県農林水産部及び土木部が発注する工事において、情報共有システム（以下「システム」という。）を試行的に利用するに当たり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第 2 条 システム導入による効果の検証や、問題点及び改善対策の把握を目的とする。

(定義)

第 3 条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 情報共有システム Rev.5.1

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.5.1)」に対応する情報共有システムである。情報共有システム提供者における機能要件対応状況は「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

(3) 工事帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第 4 条 原則として、当初請負金額 5,000 万円以上の工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。

2 受注者の申し出を発注者が認めた場合は、前項の規定にかかわらずシステムの活用を試行できるものとする。

(使用システム)

第 5 条 使用するシステムは、国土交通省が機能要件を定める情報共有システム Rev.5.1 に該当するものを標準とする。なお、原則として島根県様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。ただし、島根県様式による工事帳票が作成できないシステムにおいては、国土交通省が定める様式を準用することとする。

システムにおいて利用する機能は、以下によるものとする。

- 工事基本情報管理機能（工事名等の基本情報を入力し、システム内で利用）
- 掲示板機能（受発注者間で情報の登録、閲覧、コメント、ファイル登録による情報共有可能）
- 発議書類作成機能（工事帳票のテンプレート（県様式）にて簡易に帳票作成可能）
- ワークフロー機能（工事帳票の発議、提出、決済をシステム内で処理）
- 書類管理機能（処理済の工事帳票をツリー形式のフォルダで管理）

（システム利用者）

第6条 発注者における利用者は、監督員、主任監督員、総括監督員、技術専門監を基本とする。
なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとする。

（対象書類）

第7条 システムの対象書類は受注者が監督職員に提出する工事帳票とする。

（承諾・合議）

第8条 工事帳票については、システムのワークフロー機能を利用し電子決済を原則とする。

（電子署名・電子押印）

第9条 システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

（電子納品・検査・成果品の保管）

第10条 電子納品・検査・成果品の保管については、島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県土木部〕及び島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県農林水産部〕に基づき、実施するものとする。システムで作成した工事帳票は電子納品のその他フォルダに格納するものとする。

（システム使用料）

第11条 システム使用に要する費用は、技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

（システム利用に関するアンケート）

第12条 本試行を実施した受発注者は、工事完了後に実施するシステム利用に関するアンケート調査に協力すること。

（その他）

第13条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。